

新会員の皆様へ

## 町内会のしおり

令和2年4月

辻堂西海岸町内会

### 1. 町内会の区域と会員について

当町内会の区域は、辻堂三丁目、六丁目と辻堂西海岸二丁目の一部地域（詳細は町内会ホームページに図示）で、令和2年4月現在の会員世帯数は約840世帯です。

### 2. 町内会の活動について

当町内会は「辻堂西海岸町内会規約」に基づいて、会員の皆様に必要な各種情報の提供（「町内会ホームページ」のほか各種回覧）、また環境 衛生、防犯、防災、福祉、交通安全などの活動を通じて、安全安心で、住みよい町となるように努力をしております。

⇒ 辻堂西海岸町内会 HP アドレス：<http://tsujido-nishikaigan.jimdo.com/>

### 3. 町内会の編成について

- 町内会の運営上、区域を15の区に分け、区毎に運営委員と防災委員を選出しております。運営委員は区の代表役員として会務を行います。
- 各区は組に分け、組毎に組長を置き、組内会員との連絡を担当します。組長は4ヶ月毎に輪番で担当します。町内会についてのご質問、ご相談は組長経由運営委員が承ります。
- 貴方の区・組は

___区	運営委員___	番地___	Tel___
___組 ___～___月	組 長___	番地___	Tel___

### 4. 役員会と役員の任期について

- 運営委員と会長で構成する運営委員会で町内会の運営方針、事業計画、予算を審議し決定します。また、各運営委員は、副会長、総務部長、会計部長、広報部長、環境衛生部長、防犯部長、防災部長、社会福祉部長、交通安全部長、監事の会務を分担します。
- 会長の任期は1年、運営委員と防災委員の任期は2年で、新任役員は毎年4月に開催される町内会総会において選任されます。

### 5. 町内会費について

- 町内会費は一般世帯で月額150円(年額1,800円)です。事業所については勤務者数10名未満で月額300円、10～20名未満で月額500円、20名超は月額1,000円です。
- 町内会費は第1期(4月～7月)、第2期(8月～11月)、第3期(12月～翌年3月)の最初の月末までに各々4ヶ月分をまとめてお支払い下さい。(組長が集金にお伺い致します。)
- 期の途中で入会された場合は、次の期から会費をお支払い下さい。(会員向けサービスは入会日より提供します。)
- 期の途中で退会される場合でも納入済み会費は返還致しません。

### 6. 防災について

- 防災委員・運営委員により自主防災会を組織し、防災訓練、防災・防犯パトロールの実施、防災資機材の倉庫への保管、防災基金の積み立て運用等を行っております。

○地震に対する各戸の備え

別添「**地震に対する各戸の備え**」を参考にして下さい。

## 7. 会員へのお願いについて

○広報関係

「広報ふじさわ」は毎月2回配布(5日および20日前後)されます。その他の配布物は随時配布されます。回覧物が廻って来たら速やかに次の世帯に回して、円滑な回覧にご協力下さい。

○防犯関係

町内会で痴漢、ひったくり、盗難、不審火等の犯罪が発生しております。町内会でも自主的に防災・防犯パトロールを実施しておりますが、各会員においても被害者とならないご注意、戸締り、火の用心など十分にご注意下さい。

町内では防犯灯が夜間点灯しますが、もし防犯灯が点灯しないなど不具合を見つけた場合は電柱の下の方に貼り付けてある防犯灯の管理番号(例:12-4)を組長にお知らせ下さい。

組長から運営委員経由し防犯部長が植木電気に修理依頼します。

○環境衛生関係

① ごみ出し

辻堂市民センター 辻堂東海岸 1-1-14 Tel: 34-8661

で下記資料を入手し それによってそれぞれ所定の場所にお出し下さい。藤沢市は分別収集を行い 燃えるごみ 不燃ごみ等 所定の有料袋(スーパーで販売している)に入れて出す必要があります。尚 カラスによる散らかし対策に配慮下さい。不明な点は組長にお問い合わせ下さい。

**「8ブロック収集日程カレンダー 資源とごみの分け方・出し方」**

② 道路、公園、海浜等公共場所の清掃

町内会では原則毎月第3日曜日 9:30 から約1時間 町内会にある2箇所の公園の清掃を担当区が順番で運営委員・組長が主体となって行っています。

そのほか 海岸ゴミゼロキャンペーン、市の一日清掃デー等お知らせを回覧や広報等で致しますので奉仕活動にご協力下さい。

③ 騒音防止

夜間に大きな音を発生させると近隣の迷惑となるので、十分ご配慮ください。

○社会福祉関係

① 敬老の日

80才以上の方には敬老の日に町内会よりお祝いを贈呈致します。毎年社会福祉部長より調査票が回覧されますのでご協力下さい。(藤沢市の敬老祝いは別途です。)

② 会員世帯同居者でご不幸があった場合は組長へ連絡下さい。

○組長職について

組内のルールで組長職が輪番で廻って来ますが、これは会員が公平に自らの町内会業務を分担するシステムです。順番が廻って来たらどうか快くお引き受け下さい。ただし、どうしても組長職の会務負担に耐えられない十分な事情が有る場合は役員会に諮り承認を得た場合に限り免除の方法がありますので、その場合は組長経由運営委員にお申し出下さい。

## 8. 組長の職務について

- 組の責任者として組内の意見要望などの調整を行い、内容に応じて運営委員に報告協議を行い問題を解決して下さい、
- 町内会費を集金して指定銀行口座に入金し、入金報告書を運営委員に提出下さい。
- 広報など配布物の配布、回覧物の回覧をし調査項目があるものは結果を運営委員にお戻し下さい。
- 資源ごみ集積所の管理を行って下さい。(集積所変更は運営委員・環境衛生部長経由市への届出承認が必要です。)
- 防犯灯を監視し、不具合箇所があれば運営委員経由防犯部長へ修理依頼して下さい。
- 組内会員の移動(転入・転出)が発生時は速やかに運営委員へ連絡して下さい。

## 地震に対する各戸の備え

1923年の関東大震災の死者10万人の内、焼死9万人、圧死1万人で辻堂は震度7でした。現在でも木造4割が中破以上と推定されます。

そこで各戸に求められる事前の備えは

1. 各戸3日分の水、非常食の備蓄。
2. 火から離れる時はこまめに消し、火をつけたらその場を離れない。
3. 物が倒れないようにする。
4. 食器棚等の戸が開いたり、外れないように工夫する。
5. 寝ているとき倒れたものに潰されない工夫をする。
6. まくらもとにヘルメットや防災頭巾、スニーカー、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、ホイッスル、携帯電話等をまとめて置いておく。
7. 消火器を設置しておく。
8. 各自が事前に安全な避難経路を確かめておく。

**(最終の広域避難場所、避難施設は高砂小学校です。)**

### 大地震発生時

1. まず身の安全をはかり揺れが収まったら自宅の火を消す。
2. 外へ出る戸を開ける。
3. 自身の身支度をして、延焼の恐れが有る場合
  - \* 貴重品等の持ち出し
  - \* ブレーカー切り
  - \* ガス元栓締め
  - \* 施錠
  - \* 家族を安全な場所に避難させる。
4. 自宅の倒壊が無く、延焼の恐れもない場合は家族は家に留め、向う三軒両隣の状況を見て共助のボランティア精神を発揮して下さい。  
また防災委員・運営委員の呼びかけがあった時は協力して下さい。

**相模湾に大津波警報が発令された場合は津波到達時間前に予め各個人で決めた高所へ避難して下さい。**

## 入 会 申 込 書

辻堂西海岸町内会長殿

令和 年 月 日

今回辻堂西海岸町内会地域に転入しましたので、入会の申し込みを致します。

ふりがな 氏 名	印
住 所	藤沢市
電 話 番 号	
80 歳以上の高齢者	氏名 生年月 年 月

- ・ 氏名欄の印はサインでも結構です。
- ・ 住所欄はマンション・アパートの場合、部屋番号も記入して下さい。
- ・ 80 歳以上の高齢者が居られる場合のみ、高齢者欄にご記入下さい、複数居られる場合は、下の空欄をご利用下さい、この欄は社会福祉部のご案内に利用させて頂く事が有ります。
- ・ 記入いただきましたら、当該組長さんにご提出下さい。
- ・ 質問・要望がございましたら、下の余白をご利用ください。
- ・ 本入会申込書に記載された内容は、当町内会の業務目的以外で使用いたしません。

\_\_\_\_\_ 組 組長名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 区 運営委員名 \_\_\_\_\_

この転入による組の世帯数 \_\_\_\_\_ → \_\_\_\_\_ 世帯に増加。

組長→運営委員→広報部長 A→広報部長 B→会計部長→会長  
広報部長 A は世帯数増ある場合は古賀さんに連絡。これら連絡はメールでも可。